

施行細則改定のお知らせ

公益社団法人日本臨床細胞学会理事長 佐々木 寛
同 制度審議委員会委員長 川本雅司

平成26年11月7日の理事会において、評議員選任に関する施行細則改定案が承認されました。改定部分に下線を付した施行細則（抜粋）を以下にお示しします。本施行細則は次回の評議員選任の時点（平成28年）より適応されますので、ご承知おきください。なお、次回の評議員選任時期は公益社団法人日本臨床細胞学会が発足して5年未満となりますので、第1条にある「5年以上引き続き本法人会員であること」とは、「NPO法人時を含む5年以上」とご理解下さい。

付) 準会員から正会員への会員種別変更に際しては、申請日の属する年度からとなりますが、申請日が総会後であれば、総会時に遡っての参加、議決権の行使は行えないこと、申請日が1月1日から3月31日までの間であれば、評議員の被選任条件第1条に抵触することをご承知おき下さい。

評議員選任に関する施行細則 改定対照表

改定部分の抜粋

[平成26年秋]

改定前	改定後
<p>公益社団法人 日本臨床細胞学会 評議員選任に関する施行細則</p> <p>第1章 評議員の被選任条件</p> <p>第1条 評議員に立候補する者は選出の時点で次の事項に定める条件を備えた者とする。</p> <p>1. 5年以上引き続き本法人会員であり、立候補の時点で本法人正会員であること。</p> <p>附 則</p> <p>1. 関連学会、雑誌の採択及びその業績の評価は選出委員会にて行う。</p> <p>2. 評議員被選任のための業績基準は次の通りとする。</p> <p>研究、学会活動などにつき、以下に定める基準に基づき、過去3年間の合計単位を業績の基準とする。</p> <p>8. 平成25年6月2日 一部改定施行。</p>	<p>公益社団法人 日本臨床細胞学会 評議員選任に関する施行細則</p> <p>第1章 評議員の被選任条件</p> <p>第1条 評議員に立候補する者は選出の時点で次の事項に定める条件を備えた者とする。</p> <p>1. <u>評議員選出年度の前年度の12月31日において正会員であり、その時点で5年以上引き続き本法人会員であること。</u></p> <p>附 則</p> <p>1. 関連学会、雑誌の採択及びその業績の評価は選出委員会にて行う。</p> <p>2. 評議員被選任のための業績基準は次の通りとする。</p> <p><u>正会員の期間になされた研究、学会活動などにつき、以下に定める基準に基づき、過去3年間の合計単位を業績の基準とする。</u></p> <p>8. 平成25年6月2日 一部改定施行。</p> <p>9. <u>平成26年11月7日に一部を改定し、平成29、30年度評議員選任時より施行する。</u></p>